デジタル社会の実現に向けた重点計画案に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見

（令　和　６　年　５　月　３１日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

近時、国家を背景とするグループからの攻撃をはじめとするサイバー攻撃の深刻化・巧妙化の一層の進展等により、我が国を取り巻くサイバー脅威がますます高まっている。デジタル社会の実現に向けた重点計画案（以下「重点計画案」という。）においては、このような昨今の情勢認識の下、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）でも強調する「セキュリティ・バイ・デザイン」の概念や、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）の重要性が明記されている。このように、デジタル化による利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立して推進することは重要であり、重点計画案に記載されている内容はサイバーセキュリティ戦略に基づいたものとなっている。

具体的には、政府機関のサイバーセキュリティ確保のための施策として、横断的なアタックサーフェスマネジメントによる脆弱性把握、プロテクティブ DNS による情報収集、レッドチームテストによる基準・ルールの実効性強化のための取組のほか、政府情報システムの整備・運用に当たり、セキュリティ・バイ・デザインを前提とした上で、ガバメントクラウドやガバメントソリューションサービス（GSS）といった政府共通基盤のセキュリティ強化を図ることが記載に盛り込まれている。また、IoT セキュリティやクラウドサービスのセキュリティ強化、サイバーセキュリティに関する諸外国の機関との連携強化、重要インフラのレジリエンス強化を図るため官民連携の実践に重点を置いた演習の実施など、昨今の情勢変化を踏まえた取組が多数盛り込まれており、時宜を得た内容となっている。

デジタル庁においては、「サイバーセキュリティ戦略」で取組の方向性として掲げた「デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」を中心に、サイバーセキュリティ戦略に掲げている基本的な考え方等に留意するとともに、政府情報システムの運用・管理が本格的に稼働し始めたことも踏まえ、これまで以上にセキュリティの確保にも留意しつつ、デジタル改革を推進していくことを期待する。

以上を踏まえた上で、令和６年５月 16 日付で内閣総理大臣からデ戦第 2044 号により依頼があった重点計画案については、異存はない。

以　上